

# 新たな学習拠点整備基本構想（素案）

平成 17年 2月

山 梨 県

## 《目 次》

1.新たな学習拠点整備の必要性	-----	1
(1)整備の背景	-----	1
(2)整備の必要性	-----	3
2.新たな学習拠点のあり方	-----	4
(1)新たな学習拠点のコンセプトと使命	-----	4
(2)新たな学習拠点の基本的なあり方	-----	5
3.新たな学習拠点の役割	-----	7
(1)新たな学習拠点の役割と機能	-----	7
(2)関連施設との役割分担	-----	9
4.新たな学習拠点の提供サービス内容	-----	11
5.提供サービスの実現化方策	-----	15
6.施設整備のあり方	-----	18
(1)建築デザイン(意匠)設計のあり方	-----	18
(2)施設のあり方、構成・規模	-----	19
(3)施設整備の方針	-----	23
7.運営方法のあり方	-----	25
(1)民活導入の必要性	-----	25
(2)民活導入の判断基準	-----	26
(3)運營業務への民活導入	-----	27
(4)運営の方針	-----	30
(5)管理・運営主体	-----	32

## 1. 新たな学習拠点整備の必要性

### (1) 整備の背景

高度情報化や経済等のグローバル化の進展により社会の変化が急速に進む中、こうした状況に適切に対応していくために、生涯にわたる継続的な学習が必要となっています。また、こうした社会で自己の充実や生活の向上を図っていくために必要な個人の能力獲得が求められています。そのため、これまで趣味や抽象に偏りがちであった生涯学習の分野において、新しい社会を創造するための実践行動と結びついた学習の重要度が増してきています。

「今後の生涯学習の振興方策について」(文部科学省中央教育審議会)で示された今後の生涯学習の振興の方向(2004年)

地域の課題解決など社会の要請に応えた学習機会の提供  
経済的価値を生み出すための職業的知識・技術を習得する学習機会の提供  
蓄積された知識・技術、情報の活用

また、県民の生涯学習を支援するため、情報の提供や自主的な学習の場、資料の提供という役割を果たしてきた公共図書館においても、本格的な生涯学習社会の到来や、世界に急速に広がる高度情報通信ネットワーク社会の進展により、図書の貸し出しや子どもの読書サービスを中心としてきたこれまでの活動は、大きな転換点を迎えています。

「市民の図書館」(社)日本図書館協会)で、公共図書館の進むべき方向が示された。(1970年)

市民の求める図書を自由に気軽に貸出すこと  
児童の読書要求にこたえ、徹底して児童にサービスすること  
あらゆる人々に図書を貸出すために、全域へサービス網をはりめぐらすこと

「図書館政策の課題と対策」(東京都)で、都立図書館の役割が示された。(1970年)

高い次元の都民の調査研究、情報要求にこたえること(レファレンス)  
区市町立図書館の機能援助

その後、「ユネスコ公共図書館宣言」で、情報化社会、生涯学習社会に対応した公共図書館の方向が示された。(1994年)

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、「地域の情報センター」であること  
質が高く、地域の要求や状況に対応できるものであること など

さらに、「2005年の図書館像」(文部科学省)で、情報化への対応の方向が示された。(2000年)

公共図書館は電子図書館的機能を獲得し、新しいイメージをもった「地域の情報拠点」として生まれ変わる

本県では、生涯を通じた学習や活動に対する県民の意欲に応えるため、これまでに、生涯学習推進センターを設置し、市町村や高等教育機関、民間の学習機関等と連携しながら県民が学びやすい環境の整備に努めてきました。

今後も、県民の学習ニーズは高度化・多様化することが予測されるとともに、学ぶだけでなく学んだ成果を地域や職場に生かしたいという傾向が強まっていくと考えられます。このため、学びを通して、今日の錯綜した課題の解決に生かすことができる、より実践的な学習活動を支援していく必要があります。

生涯学習振興の課題

高度情報化への対応  
学習機会の充実（学習プログラムの研究・企画・先導的实施など）  
相談機能の充実（個々人への対応、指導者養成など）  
高等教育機関、民間事業者、NPO等との連携強化  
施設の充実（活動スペースの増加など）

現在の県立図書館は1970年に建設され、すでに34年が経過し、老朽化や狭小化が進んでいます。また、これまで県立図書館が提供してきた「資料ストック」「閲覧サービス」「地域支援」に加え、「ビジネス支援」\*1など、新たな社会の要求に応えていくことが求められています。

県立図書館の課題

高度情報化への対応  
新しいサービスへの取り組み（ビジネス支援）等、地域の課題解決型サービス  
市町村立図書館との役割分担  
NPO、ボランティアとの協働  
施設の充実（老朽化への対応など）

---

\*1ビジネス支援：図書館の持つ情報蓄積をベースに、Webやデータベース等を装備して、これを運用する司書を養成、創業とビジネスを支援すること（ビジネス支援図書館推進協議会）。「平成14・15年度山梨県図書館協議会答申」の中でも、県立図書館の新たなサービスの方向性として、地域の実情に即したビジネス支援サービスの強化が示されている。

## (2) 整備の必要性

高度情報通信ネットワーク社会に対応し、効率的、効果的に様々な学習活動を支援するとともに、甲府中心市街地に賑わいを創出し、地域の活力を増進できるよう、県立図書館と生涯学習推進センターを一体化した集客・交流機能を有する新しいタイプの学習拠点の整備が必要となっています。

整備の場所は、

- 公共交通機関等の利便性が高く、子どもから高齢者まで多くの県民が利用しやすいこと
- 新たな学習拠点は地域の活力を増進する役割を担う施設となること
- 大学や教育文化施設などとの地理的な連携が容易であること
- 新たに用地を取得せずに、施設整備に必要な面積が確保できること

などの条件を満たし、甲府市の中心市街地活性化の一翼を担う「シビックコア地区整備計画」\*2との整合を図ることができる甲府駅北口県有地とします。

---

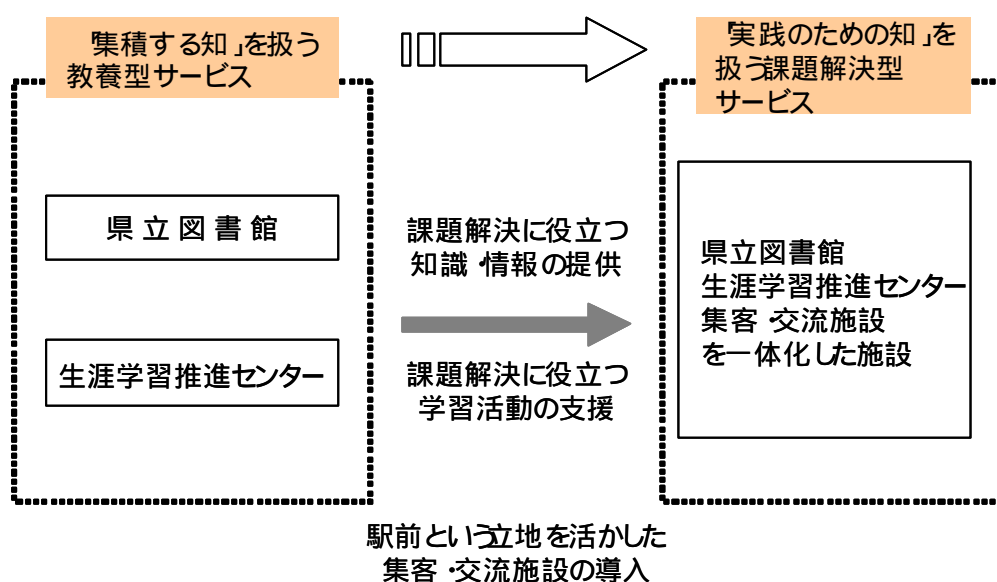
\*2 シビックコア地区整備計画：国の施設と地方公共団体や民間の施設を総合的・一体的に整備することにより、官公庁施設を核とする魅力と賑わいのある街づくりを推進するための計画。

## 2. 新たな学習拠点のあり方

### (1) 新たな学習拠点のコンセプトと使命

県立図書館、生涯学習推進センター及び集客・交流施設を一体的に整備する新たな学習拠点は、市町村立図書館等の充実や自立化などの状況を踏まえると、それら施設への支援とともに、今日の錯綜した課題の解決に役立つ、より専門的で、より実践的なサービスを長期的に安定して提供し、県民の自発的な活動を支援する機能を持つことが求められています。

そのため、新たな学習拠点は、これまでの『集積する知』を扱う教養型サービスの提供から、『実践のための知』を扱う課題解決型サービスの提供を行う本県の『知の創造拠点』として位置づける必要があります。また、新たな学習拠点が、県民から知の創造拠点として持続可能（サステナブル）であると評価されるよう、社会の変化に対応しながら県民にとって常に有効なサービスを提供し続けることを目指します。



新たな学習拠点のコンセプトを、次のとおりとします。

**「自らが学ぶことを通して、地域や社会のさまざまな課題解決ができる能力を養い、個々人が創造性を発揮し、未来に向かって躍進できるよう支援を行う」**

こうした活動を社会情勢の変化に対応しながら継続することにより

**“ 知を醸成し、未来に向かって躍進する<sup>やまなしびと</sup>山梨人を創る ”**

ことを本施設の使命とします。

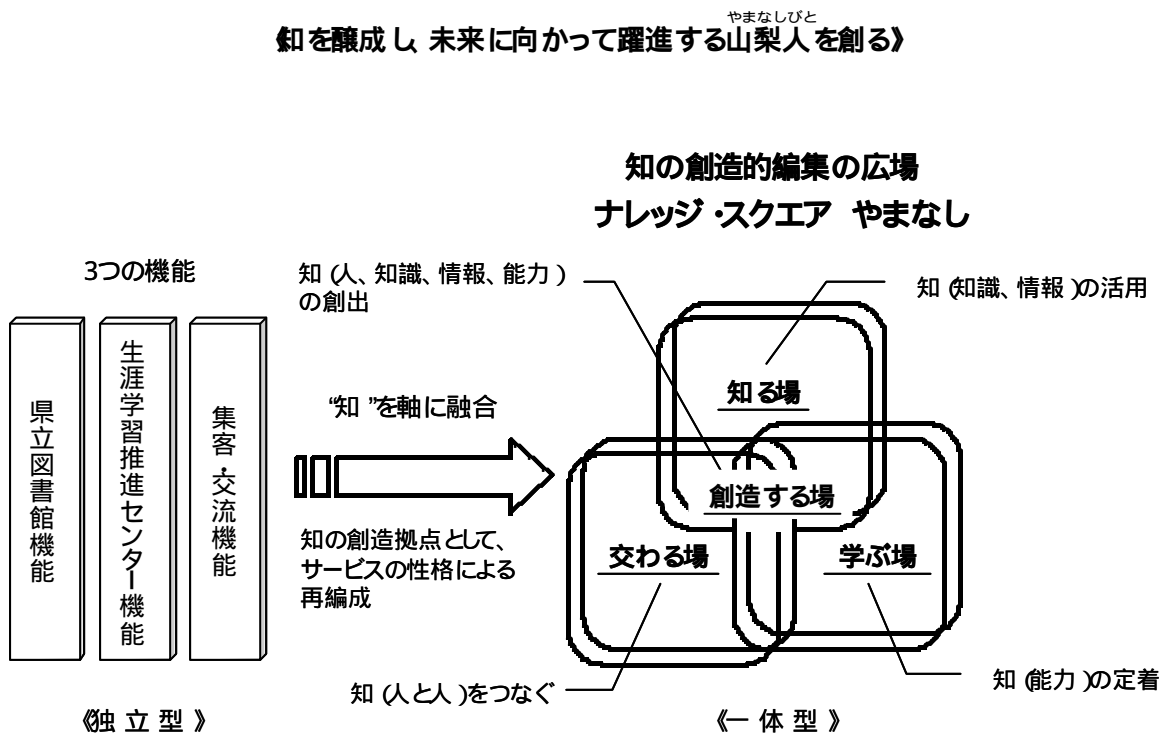
(2) 新たな学習拠点の基本的なあり方

新たな学習拠点は、県民一人ひとりの好奇心や向上心に基づく行動や学習活動を総合的に支援する拠点として、県立図書館機能に、現在の生涯学習推進センター機能と集客・交流機能を加えた3つの機能を、人が進むべき道を自ら見いだしていく上で必要な『知』を軸に融合し、生涯学習社会や高度情報通信ネットワーク社会にふさわしい『知の創造的編集』の場として編成します。

新たな学習拠点は、3つの機能が独立した複合型施設ではなくそれぞれが融合した一体型施設とし、これからの社会における県立図書館、生涯学習推進センターを目指します。その上で、施設や組織などの一体化により再編成した3つの機能の「つながり」によって人や情報が循環／流通することで、常に新鮮な情報や人が行き交い、さらには、新たな知が発祥する活力ある場、すなわち

“ 知の創造的編集の広場 (ナレッジ・スクエア やまなし) ”

を創出します。



「知の創造的編集の広場 (ナレッジ・スクエア やまなし)」は、『知る』場、『学ぶ』場、『交わる』場、『創造する』場で構成することとします。

『知る』場は、

誰もが多様な知識や情報を入手でき、それらを「つなぐ」ことから生まれる新たな知識や情報を発信する機能、すなわち、知(知識、情報)のつながりを生み出し、知を活用する機能を果たします。

『学ぶ』場は、

誰もが多様で実践的な学習活動を行うことができ、知識や情報の断片を、新たな知識や情報で「つなぐ」ことから生まれる新しい価値を体得できる機能、すなわち、知(能力)を高め、知の定着を図る機能を果たします。

『交わる』場は、

地域の活力を増進する「賑わい」を創出することにより、人と人との多様な出会い、「つながり」を創り出す機能、すなわち、「付加価値の高いサービスを創出し、知(人々)をつなぐ」機能を果たします。

『創造する』場は、

これらの機能がさらに融合する場合は、一人ひとりかちかち知が結集し、その相乗効果から一つの大きな知が発祥する機能、人と人や、人と研究空間などのつながりから、学びのコミュニティという新しい価値が生まれる機能など、知(人、知識、情報、能力)のつながりから新たな知の発祥を促す機能を果たします。

なお、本施設が有効に機能し、人や情報の健全なフローを創出するためには、ファシリテーター\*3や情報の総合案内人\*4のような役割のスタッフを充実する必要があります。

---

\*3ファシリテーター :組織や集団による問題解決や合意形成、学習促進などのコミュニケーション活動において、協働的・創造的な議論や話し合いのプロセスをマネジメントする人。議論のまとめ役、促進する人、容易にする人。

(例) 議論のヒントや、知識と知識を統合できる素材を提供する人

・問題の本質がどこにあるかをかき分け、人の感情に働きかける能力をもつ人

・中立的な立場で、チームのプロセスを管理し、チームワークを引き出し、その成果が最大になるよう支援する人

\*4情報の総合案内人 :情報 コンシェルジェ。接客責任者とも言う



### 3 . 新たな学習拠点の役割

#### (1) 新たな学習拠点の役割と機能

これから本格的に訪れる「自己責任」を基本とする社会においては、個々人が抱えるさまざまな課題に対して、自らの責任において主体的に状況を分析し判断することが求められます。

新たな学習拠点となる“知の創造的編集の広場(ナレッジ・スクエア やまなし)”では、そのために必要な知識や情報を、すべての人々が公平に入手できるような環境を整備するとともに、それを的確に活用できる能力を個々人が備えるための支援を、社会情勢の変化に対応しながら継続して提供していくことを目指します。

これらから導き出される本施設の役割を次のとおり設定するとともに、本施設を構成する機能と役割の関係を示します。

個人の成長を支援する多様な学習機会と情報に加え、学習の成果を実践する場を提供

個人の好奇心、向上心に基づく行動や活動の成果を実践する場を提供することにより、新たな実践的な活動を創出するための支援を行います。

《構成機能》 知(人、知識・情報、能力)のつながりから、新たな知の発祥を促す機能』

#### “ 知 の 創 出 ”

信頼性の高いリサーチセンターの情報ゲートウェイ(出入口)

さまざまな外部機関と連携して、県内外に点在する情報を接続し、多様な情報ソースによる知のインフラを構築します。これにより、情報のストックとフローを担保する本県の知財センターとして、県民が知識や情報を共通の財産として活用することができる場を提供します。

《構成機能》 知(知識、情報)のつながりを生み出し、知を活用する機能』

#### “ 知 の 活 用 ”

さまざまな外部機関と連携し、生活向上のための学習活動を支援

大学、研究機関、民間企業など、さまざまな外部機関と連携し、職業能力の向上、課題解決能力の向上など、個々人がより豊かに生活をするための実践的な学習活動を支援します。

《構成機能》 知(能力)を高め、知の定着を図る機能』

## “ 知 の 定 着 ”

地域の活力増進に寄与する「賑わい」の創出

身近な情報ステーションや体験施設など、多様な集客・交流施設の融合により、さまざまなニーズをもつ人々が集まり、交流し、刺激し合う場を提供します。この交流の場を通して得られた多様な情報が結びつくことで、より付加価値の高い情報や新たなサービスの創出を促します。

《構成機能》 付加価値の高いサービスを創出し、知(人與人)をつなぐ機能』

## “ 知 を つ な ぐ ”

## (2) 関連施設との役割分担

県民に対し、より広範な情報や実践的な学習機会の提供などを行うためには、関連する施設と役割を分担しながら、効率的にサービスを提供していく必要があります。特に関連性の深い市町村立図書館及び県立文学館・博物館との役割分担については、次の考え方を原則とします。

### 市町村立図書館

市町村立図書館は、住民のくらしを幅広くサポートし、地域に密着した情報拠点として、住民が求める資料や情報の網羅的な収集・所蔵とその貸し出し提供、本の読み聞かせなど子どもの読書サービス、放課後教室や読書クラブなど小中学校教育や学校図書館の補完的なサービスなどを行っています。

新たな学習拠点では、ビジネス支援やレファレンスサービスなど、課題解決型サービスを中心とした活動を行うこととします。そのため、資料の選定や蔵書構成に専門性、特殊性を持たせるとともに、高度なレファレンスサービスの提供を行うなど、個人や地域社会が抱える様々な課題を解決していくために必要な、より実践的なサービスの提供を目指します。

### 県立文学館

県立文学館は、山梨にゆかりのある文学を中心に、初版本や作家の原稿・遺品等の原資料を収集・保存、研究、公開し、文学活動の振興や県民の教養の向上を目指しています。

新たな学習拠点では、県立文学館で行っている山梨にゆかりのある文学に係わる原資料についての収蔵は行わず、文学館等の利用者がより広範な学習、研究に取り組むことができるよう必要な関連資料や周辺資料等の充実、提供を行います。

### 県立博物館

県立博物館は、山梨に関わる歴史、民俗資料等を収集・保存、調査・研究、公開し、山梨の自然、歴史、文化に関する学習機会の提供を目指しています。また、利用者の五感に訴えるような体験プログラムの展開や、歴史・文化財等に関する情報サービスの提供等を行う役割を担っています。

新たな学習拠点では、県立博物館が行う近世以前の古文書資料など山梨の歴史的資料についての収蔵は行わず、近現代の行政文書や図書資料を取り扱うこととします。また、実業家によるビジネス教育や知識、技能の向上等のためのリカレン教育、研究者と県民をつなぐサロンのようなセミナーなどの学習機会の提供等を行います。

関連施設との役割分担

関連施設	類似点	差別化するもの	連携すること
市町村立図書館	図書館(図書等の閲覧、貸し出し等)	・ビジネス支援 ・社会状況に即応した情報提供 ・資料構成(蔵書構成) ・貴重資料の提供	・読書環境の提供 ・レファレンス ・資料・情報のネットワーク
市町村公民館・生涯学習センター・資料館	生涯学習拠点	・リカレント教育 ・資料館収蔵の地域資料等は収蔵しない	・地域密着型学習情報の提供 ・資料・情報のネットワーク ・講師の派遣
文学館	学習拠点	・文学に関する肉筆資料(書簡、原稿、掛け軸、色紙、短冊等)作家の愛用品は収蔵しない ・リカレント教育	・文学、文学作品に関する情報(デジタル情報を含む)の提供 ・資料・情報のネットワーク
博物館	学習拠点	・歴史(文書、記録、系譜、書籍等)民俗資料、生活文化財、近世以前の古文書資料、美術工芸品など山梨の歴史的資料は収蔵しない ・リカレント教育	・歴史や文化等に関する情報の提供 ・ギャラリー、交流の場の提供 ・資料・情報のネットワーク ・生涯学習支援 ・学習・研究支援 ・学習・研究成果の発表機会と場の提供
美術館	学習拠点	・絵画、彫刻など美術品は収蔵しない。 ・リカレント教育	・美術に関する情報(デジタル情報を含む)の提供 ・セミプロ活動を紹介、支援する機会・場の提供(ギャラリー) ・資料・情報のネットワーク
大学	学習機関	誰でもいつでも学習できる。	・専門的な学習サービスの提供 ・資料・情報のネットワーク ・講師の派遣
民間企業	カルチャースクール、塾	学習サービスの提供	学習情報の提供
	書店、レンタルショップ	図書、AVの提供(販売、貸出)	・地域の課題解決に役立つ図書、AV資料等の提供(民間主体で提供しているものを除く) ・特殊資料(研究論文、専門書、海外の論文)の提供

#### 4 . 新たな学習拠点の提供サービス内容

新たな学習拠点が“知の創造的編集の広場 (ナレッジ・スクエア やまなし)”としての機能を発揮できるよう 次のようなサービスを提供することとします。

提供サービスは、関連施設との役割分担を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応した質が高く、県民にとって常に有効なものとしていきます。また、サービスの提供にあたっては、効率性と継続改善を追求していきます。

#### 《サービスメニュー》

##### 知の創出

ビジネス支援、社会状況に即応した情報提供など、課題解決型サービスの提供

- ・ビジネス支援関係資料の提供 (経営、マネジメント、ビジネスプランの立案、情報ネットワークの活用方法等の情報や資料の提供等)
- ・リタイアした元経営者、地元コンサルタント等によるビジネスカウンセリングの機会・情報の提供
- ・社会状況に即応した情報の提供 (時事問題等に対応する情報等の発信等) など

多様なニーズに直接・間接的に応えるため、自治体商工担当課、商工会議所、ハローワーク、大学、NPOなど、さまざまな外部機関との連携

- ・相談窓口インデックスの構築(各機関が有する情報等に精通する者の紹介等) など

外部機関が実行する施策に対する広報支援

- ・ホームページへのリンク、広報誌への関連情報の掲載 など

時代に即応した新しいサービスの創出

- ・調査やコピーを代行する有料サービス
- ・新刊の市場状況の把握を代行する有料サービス など

ファシリテーターや情報の総合案内人のような役割のスタッフの育成・配置

- ・地域の課題解決、プロジェクト企画、政策形成等に対する協力やアドバイス
- ・ファシリテーター養成研修の開催 など

学習の成果を「実践する場」の提供

- ・起業化などのためのワークスペース、テンポラリーオフィス、県内企業のアンテナショップ (テンポラリーショップ)、インフォメーションブース等
- ・目的に応じて継続的な活動スペースと、期間限定の活動スペースの提供

研究機関や大学コンソーシアム支援スペースの設置

- ・大学コンソーシアムの組成と学習機会の提供

大学等のサテライトオフィスの設置

- ・大学教員、研究機関職員等に対する調査研究スペースの提供

## 知の活用

高度情報通信ネットワーク社会に対応した基盤整備を行い、電子情報サービスを積極的に推進

- ・エタグの活用 (蔵書管理、自動貸出しなど)
- ・ビジネスインデックス等のホームページリンク集の作成
- ・各種 (商用) データベースへのアクセスの確保
- ・蔵書検索システム(県立図書館、県内総合目録、大学図書館横断検索)による資料管理
- ・図書館情報ネットワークの維持・管理・拡充 など

### デジタル情報サービス

- ・県内各種図書や文献情報等のデータベース化と検索システムの構築、それらのインターネットでの提供
- ・電子ブック、デジタル・コレクションなど資料のデジタル化の推進
- ・所蔵貴重資料・地域資料の電子データ化により、山梨の文化を世界に発信 など

### レファレンス等により課題解決の支援

- ・ファシリテーター、情報の総合案内人による支援
- ・館外情報源の照会、各種専門機関へのコーディネート
- ・レファレンスデータベースの提供、ネットワークレファレンスの充実 など

### 専門書など特色ある資料の充実

- ・ビジネス支援資料、レファレンスブック、県内研究者等が求める資料の充実
- ・書架スペース、閲覧スペースの提供 など

### 地域の貴重資料等の収集・提供

- ・山梨に関連する情報や貴重資料の収集・保存、提供、発信 など

### 図書館というインフラの共有化

- ・県内大学図書館、市町村立図書館等とネットワークを接続し図書館コンソーシアムを運営
- ・図書館利用者への共通化 など

### 県外・国外図書館との連携強化

- ・県外・国外図書館の利用仲介
- ・資料相互貸借・複写等の相互協力 など

### 市町村立図書館の支援、遠隔地 (公立図書館がない町村住民)への資料提供サービス

- ・市町村立図書館職員の養成 (OJT\*5受け入れ、情報活用研修等)
- ・宅配システムの導入 (郵政公社、民間の活用) など

---

\*5OJT (On-the-Job Training) : 仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修。

## 知の定着

### 研究者、企業家、専門家等によるセミナー 講習会の実施

- ・山梨県出身の実業家によるビジネス教育の実施、スモールビジネス起業講座、職人育成講座等の実施
- ・セミナースペースの提供 など

### リカレン教育 (再教育、現職教育など)の実施

- ・知識や技能の向上のための学習、資格取得やキャリアアップの手助け、離職者の再就職支援
- ・学習プログラムの開発・提供、教材の開発・提供、e-ラーニング\*6の開発・提供 など

### 個人の課題解決能力を育むための情報活用能力(検索法、情報評価法等)の向上支援

- ・コンピュータトレーニング、データベース活用演習、インターネット情報検索演習、所蔵情報の検索・収集・評価・整理方法に関する演習 など

### 現代課題講座の実施

- ・環境、子育て、健康づくりなど現代社会における課題をテーマにした講座の実施

### 学習講師人材クリアリングハウス・サービス\*7、学習情報の提供

- ・まなびネットの活用、各機関が保有する講師名簿の共有化
- ・学習情報提供システムの構築 など

### ハローワークや求職情報誌などと協力した就職情報の提供、インターンシップの実施等

- ・就職情報、資格情報等の提供
- ・インターンシップの実施 など

### 大学コンソーシアムの組成

- ・公開講座ネットワークやネットワーク大学等の実践 など

### インターネット放送局事業の実施

- ・セミナー、講演会等のライブ情報の発信
- ・映像情報のアーカイブ、ネット配信
- ・映像編集等メディアトレーニング など

### ネットワークの利用が可能なミーティングルーム、スペースの提供

- ・グループ学習、NPOの会合等による活用
- ・研究者、起業者等によるワークショップの開催 など

---

\*6e-ラーニング：パソコンやインターネットなどを利用して学習すること。

\*7クリアリングハウス・サービス：情報を収集、提供するサービス

## 知をつなぐ

研究者同士や、研究者と住民等をつなぐ場（機会）の提供

- ・日常的な交流を促す“サロン”的なセミナー等の実施
- ・プロジェクトベース、オブジェクトベースの連携・交流を行う共同調査研究の設定 など

フォーラム、ディスカッションなどを開催する場（ホール等）の提供

- ・研究者、専門家などによるフォーラム開催の場の提供 など

活動や学習の成果等を発表する場（セミナー室、ホール等）の提供

- ・会議、ミーティング施設の提供
- ・発表会、ワークショップ等の開催
- ・文化芸術関係全般のセミプロの活動、発表の場の提供 など

専門性の高い機能を備えた活動支援スペースの提供

- ・美術、音楽、舞踏、映像など文化芸術関係全般のセミプロの活動支援スペース（ギャラリー、スタジオ等） など

イベント等に対応した場の提供

- ・ホール、ギャラリー、オープンなイベントスペース など

気軽に立ち寄ることができる憩いや交流の場の提供

- ・カフェ、レストラン など

情報メディア機能の拡充

- ・書籍・文具専門店、電子機器貸出（レンタル） など



## 5 . 提供サービスの実現化方策

新たな学習拠点を構成する機能を充足し、施設に求められる役割を果たすためのサービスを実現化するためには、具体的な方策を立て課題を検討するとともに、現在有している資源（施設、組織、ネットワーク等）を活用した、より実現性の高い方策を検討する必要があります。

また、質が高く、県民にとって常に有効であるサービスを継続的に提供し続けるためには、サービスの達成目標と結果の評価を繰り返し行い、提供サービスの中止を含めた継続改善に努める必要があります。

そのため、新たな学習拠点のサービス実現のための方策と活用すべき資源、課題、サービス評価指標を次のとおり設定します。

### 知の創出

サービスの実現化方策	考慮すべき課題	活用すべき資源	評価指標例
ビジネスカウセリング体制の構築	・推進体制の整備	・地元コンサルタント、リタイアメント経営者等	・被カウセリング人数 ・解決率
社会状況に即応した情報の提供システムの構築	・人材の把握 ・研修制度 ・モニタリングの仕組み構築	・図書館司書 ・地元学識者 ・ジャーナリスト ・ホームページ	・アクセス時間 ・アクセス数 ・情報提供量（テキスト文字量）
相談窓口インデックスの作成	・作成体制の整備	・支援・相談機関の各種名簿	・相談解決率 ・登録人材数
時代に即応した新しいサービスの創出	・ニーズ把握の仕組み構築（調査研究等）	・利用者意識調査 ・ホームページ	・サービス更新率 ・満足度
情報の総合案内人の育成	・人材の把握 ・研修制度	・図書館司書 ・レファレンスデータベース（事例集、リンク集）	・育成者数 ・育成率
ファシリテーターの育成	・人材の把握 ・人材招聘の仕組み	・情報の総合案内人 ・県内外のコンサルタント シンクタンク研究員、大学教授	・育成者数 ・育成率
学習成果の実践の場の提供	・新施設の整備	・起業化ワークスペース ・県内起業家、研究者 ・県内企業アンテナショップ	・稼働率
研究機関・コンソーシアム支援スペースの提供	・新施設の整備	・県高等教育機関連絡協議会	・稼働率

## 知の活用

サービスの実現化方策	考慮すべき課題	活用すべき資源	評価指標例
電子情報提供システムの構築	・商用データベースの契約 ・ICタグの利用研究 ・デジタル化資料の選定方針	・商用データベース ・ICチップの普及(愛知万博入場券利用等) ・デジタルアーカイブ「甲州文庫」	・情報提供量(データベース数) ・アクセス数 ・解決率 ・自動貸出率
図書・文献データベース検索システムの構築	・システムの開発	・県図書館情報ネットワーク総合目録データベース	・キーワードヒット数 ・アクセス数 ・解決率
特色ある資料の充実	・蔵書構成	・大学図書館 ・試験研究機関 ・産業支援機構 等	・情報提供量 ・問い合わせ件数 ・解決率 ・専門分野資料数 ・専門分野資料保有率
図書館コンソーシアムの運営	・(利用)カードの共通化	・大学図書館の一般開放 ・県高等教育機関連絡協議会	・他図書館登録者による利用率
市町村立図書館職員の養成	・人材の把握 ・研修制度	・図書館司書	・育成者数 ・育成率
遠隔地への資料提供システムの構築	・利用料金の設定	・宅配システム(郵政公社、民間) ・県公立図書館協会	・コスト(宅配経費等) ・速度(到達時間) ・解決率
書架スペースの提供	・新施設の整備	・蔵書構成	・収蔵効率 ・収蔵冊数 ・開架率
閲覧スペースの提供	・新施設の整備	・蔵書構成	・稼働率 ・利用者数

## 知の定着

サービスの実現化方策	考慮すべき課題	活用すべき資源	評価指標例
リカレント教育提供システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習プログラムの開発</li> <li>教材の開発</li> <li>eラーニングの開発</li> <li>就職情報提供システムの構築</li> <li>講師人材の把握</li> <li>大学コンソーシアムの組成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民コミュニティカレッジ</li> <li>生涯学習推進センター</li> <li>実施講座</li> <li>大学公開講座</li> <li>県出身実業家</li> <li>地元コンサルタント等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供講座数</li> <li>受講者数</li> <li>受講率</li> <li>満足度</li> </ul>
学習講師人材クリアリングハウスの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの開発</li> <li>更新体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まなびネットワーク</li> <li>各機関活用講師名簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供量(講師数)</li> <li>講師評点</li> </ul>
学習情報提供システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの開発</li> <li>更新体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まなびネットワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供量</li> <li>アクセス数</li> <li>キーワードヒット率</li> </ul>
大学コンソーシアムの組成	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進組織の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県高等教育機関連絡協議会</li> <li>県民コミュニティカレッジ</li> <li>地域貢献支援事業</li> <li>高大連携</li> <li>キャンパスネット山梨等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会人入学者数</li> <li>交流学生数</li> <li>学生交流率</li> </ul>
セミナースペース、ミーティングスペース等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>新施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習推進センター-実施講座</li> <li>大学公開講座</li> <li>県民自主企画講座等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>稼働率</li> <li>利用者数</li> </ul>

## 知をつなぐ

サービスの実現化方策	考慮すべき課題	活用すべき資源	評価指標例
研究者・県民の連携システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>サロン的なセミナーの企画</li> <li>共同研究等の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動グループの自主研修会、自主交流会</li> <li>県民自主企画講座等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携数(プロジェクト数、交流会数、研修会数)</li> </ul>
交流スペースの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>新施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動グループの自主研修会、自主交流会</li> <li>文化芸術関係催し物、活動</li> <li>ホール運営実績</li> <li>県内外のカフェ、レストラン、書店、レンタルショップ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>稼働率</li> <li>利用者数</li> </ul>

## 6. 施設整備のあり方

### (1) 建築デザイン（意匠）・設計のあり方

新たな学習拠点の施設整備にあたっては、本県における“知の創造的編集の広場”を具現化したデザインを目指すものとし、県民が新しい時代に対応して自らを高めるために行う知的活動の向上を追求し続けるイメージを生み出す施設とします。

知の創造拠点として常に新しい“コト”が起きている活力あるイメージを生み出す施設づくり

施設の活動を積極的に外部へアピールする仕掛けを創出し、活力あるイメージを生み出します。

情報やモノを所蔵することを表現するのではなく“ここから情報や交流活動が生まれる場”であることを表現します。

中世・近世の城下町として栄えてきた歴史を未来へとつなぎ、県民に長く愛され続ける施設づくり

文化施設としての“落ち着き”と“品格”に配慮します。

年月が経過しても、美しさを保ち味わいを増していく素材(自然に近い素材)を採用します。

周辺地区の連続性のある美しい街並みづくりを先導する施設づくり

街並みのイメージを構成する、建物の形態や色調、広告看板等ではできるだけシンプルな色や形とするなど、甲府駅前でありながら背後に広がる雄大な山々の自然に囲まれている恵まれた景観の立地特性に配慮します。

甲府駅北口地区の整備計画との整合性に留意します。

県民が気軽に立ち寄れる自由で開放的な雰囲気を持つ、街に開かれた場づくり

目的がなくても気軽に立ち寄れたり通り抜けられる、公園や道路の延長のような自由で開放的な雰囲気を持つ、街に開かれた場を創出します。

多様な場を有機的に連携させた、単なる機能空間を超えた魅力的な場を創出する施設づくり

個々の活動が自立的に行える空間に加え、できるだけ場の相互間を隔ててしまう障壁を取り払い、多様な場を有機的に連携させ、目的以外の様々な活動の場にふれ、互いの相乗効果から施設を訪れる人々の新たな好奇心・向上心を触発する魅力的な場を創出します。

変化を積極的に受け入れることができるフレキシブルな施設づくり

社会情勢の変化に対応し県民にとって有効なサービスの提供を持続するために、変化を積極的に受け入れ、その時の需要に即した空間形成(自由なレイアウト・高さなど)を柔軟に行うために、空間のフレキシビリティを確保します。

老若男女、外国人等全ての県民が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくり  
分かりやすい空間構成や案内表示（音声案内、映像案内など）を採用します。

昇降設備の充実（ゆとりある大きさや幅、扱いやすい操作盤、視認性の高い色彩、安全面  
への配慮など）を図ります。

段差の解消など、だれもが利用しやすい施設とします。

ライフサイクルコストや環境負荷の低減を図るとともに、館内環境の快適性を確保した施設づく  
り

施設の長寿命化、省エネルギー化、省資源化に配慮した材料や工法を選択します。

クリーンエネルギー（太陽光などの自然エネルギーなど）を積極活用します。

館内の空気環境に配慮して健康への影響を低減していくための適切な材料を選択します。

また、新たな学習拠点の建築設計のあり方として、機能を満たす場を提供するだけの建築の道  
具的側面の充足に留まることなく、合理性・経済性等への配慮に加えて、「施設のもつイメージ」、  
「場の雰囲気」等が人々の「こころ」に与える影響にも配慮した建築の文化的側面を重視します。

## （２）施設のあり方、構成・規模

### 施設のあり方

新たな学習拠点は、全ての県民に対して総合的に学習活動を支援する役割を担うことから  
公の施設として整備し、その機能を補完、向上する施設を合わせて整備します。

新たな学習拠点の施設構成については、サービス内容を勘案し、学習拠点の機能ごとに必要  
な場を提供することとします。

また、甲府駅北口地区に賑わいを創出する観点から、可能な限り公の施設に付帯する施設  
として、民間事業者による収益施設の整備を促進していきます。

「知の創出」機能では、学習の成果を実践する場や新たな実践的活動を創出する場を提供し  
ます。

「知の活用」機能では、県民が知識や情報を共通の財産として活用できる場を提供します。

「知の定着」機能では、個々人がより豊かに生活するための学習活動を支援する場を提供しま  
す。

「知をつなぐ」機能では、さまざまなニーズを持つ人々が集まり、交流し、刺激し合う場を提供し  
ます。

## 施設の構成・規模

『知の創出』における学習成果実践空間は、

大学コンソーシアムや研究機関の事務スペース、大学等の講座等のサテライトやインフォメーションブース、起業化を目指す人のためのオフィス、県内企業のアンテナショップや観光情報提供ブースなど学習成果の実践や学習関連の新規需要に対応するスペースを設けることとします。

『知の活用』における情報集積空間と情報閲覧空間は、

主に公共図書館の機能に相当することから、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省)で示す市町村立図書館への支援、公立図書館間の連携、資料の収集・提供などの基準を満たすスペースを設けることとします。

『知の定着』における学習活動支援空間は、

現在の生涯学習推進センターの講座実績等から100名程度の中規模セミナー室、50名程度の小規模セミナー室が必要であり、これらに加え、民間等が実施するセミナーを想定し、30名対応や10名対応のセミナー室を設けることとします。なお、セミナー室は各規模とも複数室設け、大学コンソーシアムなど様々な機関の新規利用にも対応できるようにします。

『知をつなぐ』における交流空間は、

県立の同様施設との競合がなく、県内外からの利用が見込まれる中規模程度のホール、打ち合わせや談話、リフレッシュの場として利用できるオープンミーティングスペースなどを設けます。オープンミーティングスペースには、絵画や学習成果の展示・発表のためのギャラリーを併設し、施設を訪れる人々の好奇心や向上心を触発する場を創出していきます。また、飲食や書籍・文具の販売、電子機器の貸出など、学習拠点での活動を補完・向上する施設については、民間事業者による対応を求めることとし、必要な店舗等を導入できるスペースを設けることとします。

施設には、サービスを直接提供する場に加え、共用部分(事務機能部分、エントランス、廊下、昇降施設、機械室等)と、駐車場を有機的に連携させた施設として構成します。また、駐車場の必要台数は、周辺の駐車場の利用に配慮し、必要最小限の設置台数を計画することとします。

また、甲府駅北口地区に賑わいを創出する観点から、可能な限り公の施設に付帯する施設として、民間事業者による収益施設の整備を促進していきます。

## 新たな学習拠点の施設構成

### 《公の施設》

学習拠点機能		サービス提供に必要な場
知の創出	学習成果実践空間	・研究機関・大学コンソーシアム支援スペース ・大学等のサテライトスペース ・起業化支援スペース、アンテナショップ等
知の活用	情報集積空間	・資料の収蔵スペース (図書約 86万冊ほか電子情報、映像情報など多様な情報が収蔵可能)
	情報閲覧空間	・資料の閲覧、調査研究スペース
知の定着	学習活動支援空間	・多様な学習に対応するセミナースペース
知をつなぐ	交流空間	・ホール (500席程度) ・ギャラリー兼ミーティングスペース ・県民の知的活動を補完・向上する施設 今後の検討で具体化 (例)カフェ、レストラン、書籍・文具専門店、電子機器貸出 (レンタル)、映像工房・音楽工房(スタジオ)等
その他	共用部分	・事務機能、エントランス、廊下、昇降施設、機械室等
	駐車場	・周辺の駐車場の利用に配慮した駐車スペース (100台程度)

### 《民間事業者が整備する附帯施設》

学習拠点機能		サービス提供に必要な場
知をつなぐ	賑わい創出空間	民間事業者の提案による賑わいを創出する施設 (教育文化施設にそぐわない施設は除く)  建設予定地の整備可能面積から公の施設規模を減じた面積が限度、今後の検討で具体化

これらの施設機能を満たし、新たな学習拠点が目指している事業目的を達成するためには、施設全体 (公の施設) で、おおよそ 17,000㎡程度の延べ床面積が必要となります。

なお、民間事業者が整備する附帯施設の規模は、建設予定地での整備可能面積から公の施設規模を減じた面積が限度となります。

## 参 考

## 《他県の県立複合施設例》

施設の名称	開館 年	延べ 床面積 m <sup>2</sup>	主な施設構成
埼玉県民活動 総合センター	1990	23,260	小ホール、音楽スタジオ、セミナー室、情報センター、 研修室、会議室、視聴覚制作室、体育館等
さわやかちば 県民プラザ	1996	17,140	ホール、県民ギャラリー、図書コーナー、スタジオ、 研修室、会議室、宿泊施設 等
愛知芸術文化セン ター-愛知県図書館	1991	19,604	図書館、AVホール、レストラン、視覚障害者資料室、 展示コーナー、国連寄託図書館、児童図書研究資料 室 等
広島県情報プラザ	1988	23,674	図書館、閲覧室、多目的ホール、会議室、研修室、 視聴覚研修室、インキュベートルーム、展示室 等
	平均	20,919m <sup>2</sup>	



### ( 3 ) 施設整備の方針

新たな学習拠点のうち公の施設部分は、維持管理費の縮減、運営の効率化、施設の過剰仕様の回避等の観点から、設計・建設・維持管理・運営を一体で提供することができるPF手法を導入することとします。

PF (Private Finance Initiative) は、設計・建設・維持管理・運営など事業期間に渡る業務を民間事業者が発注する方式です。

PFにおける建物整備に関するVFM\*8の観点からは、設計・建設・維持管理・運営を性能発注の形で一括発注することによって、次のことが期待できます。

- ・ 運営や維持管理を行う事業者の考え方を設計に反映させることによる施設や設備の無駄な部分の排除
- ・ 運営開始後のランニングコストを考慮した設計を行うことによる維持管理費の削減
- ・ 建物の長期にわたる性能維持のための適切なマネジメントにより、従来手法に見られるような将来のリスクに備えるための過剰仕様の回避

また、PF事業におけるトータルでのVFMを考えれば、

- ・ 使い勝手のよい建物や設備を用いることによる運営の効率化
- ・ 民間事業者が整備する附帯施設との合築による街の賑わいの創出

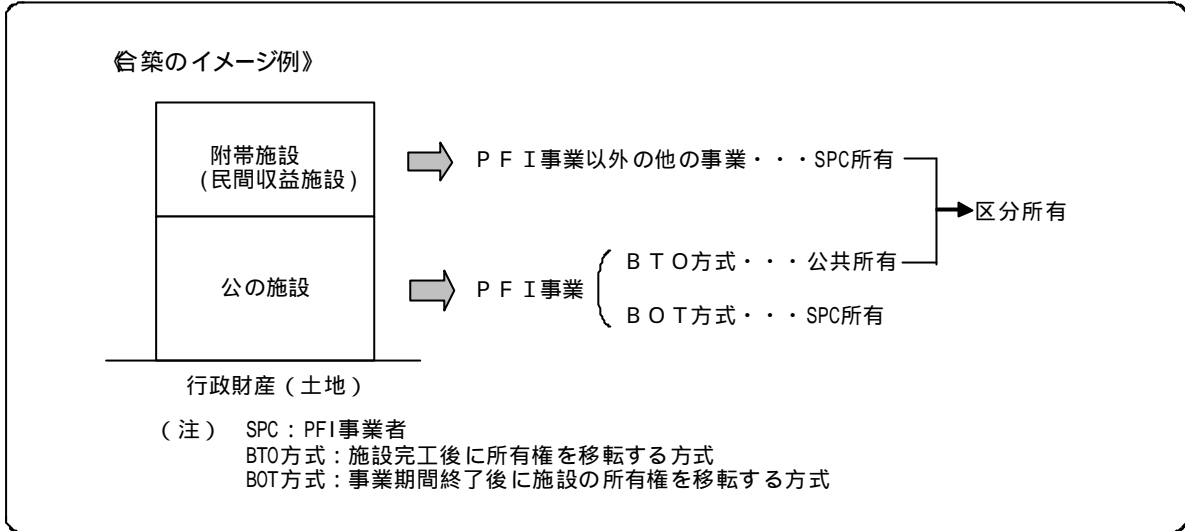
という効果が重要であり、これらも合わせれば次に示すとおり、先行するPF事業と同様にVFMを達成することができます。

#### < 図書館、文化ホール等の事業におけるVFM結果 >

自治体名	案件名	VFM (特定事業選定)	VFM (落札結果)
三重県桑名市	桑名市図書館等複合公共施設整備事業	2.5 - 9.5%	22%
東京都稲城市	(仮称)稲城市立中央図書館等整備運営事業	12%	18.5%
福島県いわき市	いわき市文化交流施設整備等事業	11.6%	15.8%
埼玉県杉戸町	(仮称)生涯学習センター整備等事業	6.4%	NA
東京都杉並区	杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業	14%	0.9%
東京都	区部ユース・プラザ (仮称) 整備等事業	7%	11%
岡山県	リサーチパーク・インキュベーションセンター (仮称) 整備等事業	4%	28%

\*8VFM (ValueForMoney) :公共事業として行った場合の総事業費の現在価値と、同事業を民間事業として行った場合の事業費の現在価値を比較した数値。利用者の立場から見て、最も少ない公共資金(マネー)で行政サービス提供における最大の効果(バリュー)を得ること。

また、PFでは、民間事業者に対して行政財産(土地)を貸し付けることができるとされており(PFI法第11条2) 附帯施設として民間収益施設等との合築を行うことにより 甲府駅北口地区の賑わい創出の促進を図ることが可能です。



本事業は、本県にとって当面の最大規模の事業であると同時に、21世紀の本県のシンボルとすべき事業でもあります。そのため、現在の本県の経済状況に鑑み、事業の推進にあたっては、経済活動の活性化を促すことができるよう留意するとともに、県民の能力発掘及び人材発掘の実施、能力向上の支援やきっかけづくりなどの事業の目的を達成できるよう、新たな学習拠点は、コンパクトでありながら、本県の未来を支える山梨人<sup>やまなしびと</sup>を育てることが可能な施設の整備・運営を行う必要があります。

加えて、地元雇用の促進という観点からは、地元企業のSPC\*9参画のほか事業実施の際の地元雇用に関する条件設定あるいは提案評価時の地元雇用促進対策の重視などの工夫が必要と考えられます。

\*9SPC (Special Purpose Company): PF事業者。PF事業を実施するために、異業種の複数の企業が出資して設立する、商法に定める株式会社。

## 7. 運営方法のあり方

### (1) 民活導入の必要性

公共図書館サービスは無料を原則としています。今後も、将来にわたって無料の図書サービスを継続していくためには、現状のサービス提供コストや今後導入が想定される公共貸与権\*10による負担増も認識しておく必要があります。

また、現在の経済状況を踏まえると、新たな学習拠点において、継続して質の高いサービスの提供を行っていくためには、PFの導入、指定管理者制度の適用、公設民営など民活手法の導入により、限られた行政財産の効率的な運用を行い、事業全体のコスト縮減と県民向けサービスの水準向上を図っていく必要があります。

#### 民活手法を導入する目的と方法

##### 県民向けサービスの水準向上

- ・民間事業者にとって県民向けサービスの水準向上のインセンティブが働く契約方法の導入
- ・県の求める県民向けサービスを補完する可能性のある民間事業を誘致し、利用者増大などの相乗効果を期待
- ・民間事業者の業務遂行に対して合理的な監視手法を適用

##### コスト縮減

- ・県と民間事業者との合理的な業務分担により運営コストを縮減
- ・長期契約により民間事業者の事業経営ノウハウを活用し、ライフサイクルコストを縮減
- ・事業運営の手段や方法の選択に民間の裁量を認める契約方法により、運営コストを縮減

---

\*10公共貸与権：貸出補償金。公共図書館における貸出冊数や著者別の出版タイトル数に比例した形で、政府または地方自治体から一定額の報酬を受け取ることができるという著作者または出版者の権利のこと。「文化審議会著作権分科会」(文部科学省)で権利者側・図書館側双方に、具体的な補償金制度(公共貸与権)等の在り方について協力して検討したいという意向があることから、当面その検討を見守ることとし、その結論が得られた段階で、必要な法改正の内容を具体的に定める。」とされた。現在、ドイツ、イギリス、フランス、カナダ、オーストラリアなど18カ国で実施中。

## (2) 民活導入の判断基準

一般的に、次のような判断基準を満足していれば当該事業に新たな民活手法を導入することが可能です。

判断項目	民活導入を行う条件等 (判断基準)	補 足
業務内容	・民間市場に受け手となる企業が存在する。 請負契約や委託契約等の従来の外注手法よりも、コスト縮減の可能性がある契約形態が存在する。 将来にわたり業務内容に大幅な変更が求められる可能性が低い。	・民間市場が確立されている業務では単独企業との契約が可能 ・複数業務で構成される場合は、コンソーシアムとの契約も考えられる
事業者の選定	・競争状態を保つために、十分な数の受け手(業務遂行者)が存在する。 ・明確な選定基準を設定できる。	・一般に3～5者が存在すれば競争原理は働く ・総合評価方式の適用
契約解消時の対応	・サービスの質が低下した場合等に事業者を交代、変更させることにより、公共サービスを継続して提供できる。 ・中途解約となった場合にも、公共側の損害が限定できる。	・契約の工夫が必要
業務管理	・業務の内容や範囲を明確に示すことができる。 ・管理のための合理的な指標を設定できる。	
既存制度	・業務の実施にあたり関連法令に抵触しない。 ・補助金等の交付等について、不利な状況が発生しない。	
その他	・民間に任せることにより事業スケジュールに影響を及ぼさない。	

一方、次のような場合には、民活手法の導入は難しいと考えられます。

- ・国や自治体にのみ、経営や運営のノウハウ実績が存在する。
- ・公共施策として将来の業務内容に大幅な変更が求められる可能性が高い。
- ・業務内容の決定プロセスに不確定要素が多い。
- ・法制度上、民間に委託できない。

### (3) 運営業務への民活導入

本事業を構成する4つの機能ごとの提供サービスに対する従来手法による運営上の課題と民活導入の可能性、想定される民活形態は次のとおりです。

知の創出

提供サービス	従来手法による運営上の課題	民活手法導入の可能性(財団法人等の活用も含む)	想定される民活形態の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネス支援関係資料・情報の提供</li> <li>・ビジネスカウンセリング機会・情報の提供</li> <li>・社会状況に即応した情報の提供</li> <li>・相談窓口インデックスの構築</li> <li>・外部機関が実行する施策に対する広報支援</li> <li>・時代に即応した新しいサービスの創出</li> <li>・ファシリテーターや情報の総合案内人の育成・配置</li> </ul>	<p>予算制約等により利用者ニーズに合わせたきめ細かなサービスメニューの設定が難しい。</p>	<p>有料サービスの導入などにより利用者満足度の向上が期待できる。採算がとれないサービスの提供など、サービス内容を県がコントロールする方法を工夫する必要がある。</p>	<p>サービス購入事業*11を基本とし、一部のサービスを独立採算*12</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究機関や大学コンソーシアム支援スペースの設置</li> <li>・起業化支援スペースの設置</li> <li>・大学等のサテライトオフィスの設置</li> <li>・アンテナショップ等の設置</li> </ul>	<p>利用条件が硬直化しやすく、単純なスペースの提供、管理業務等にとどまる懸念がある。</p>	<p>稼働率向上を目標とした新規のテナント発掘など多様な方策を講じることが期待できる。ただし、研究機関や大学との連携は、事業者ノウハウがないことから県主導が望ましい。</p>	<p>サービス購入事業を基本とし、一部のサービスを独立採算</p>

\*11サービス購入型：民間事業者が公共施設等の設計、建設、運営、維持管理等を行い、県がサービスの購入主体となる。最も一般的なPFの形態であり収益性のない庁舎や学校等に用いられる。

\*12独立採算型：民間事業者が公共施設等の設計、建設、運営、維持管理等を行い、利用者からの利用料金等で投資資金を回収する。公共側は、サービス水準の規定など公共性の確保に関する処理のみを行い、財政的な負担を負わない。公共側からのサービス料や補助金がなくても実施可能な事業に対して導入される。

知の活用

提供サービス	従来手法による運営上の課題	民活手法導入の可能性(財団法人等の活用も含む)	想定される民活形態の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子情報サービス</li> <li>・デジタル情報サービス</li> <li>・レファレンスサービス</li> <li>・専門書など特色ある資料の充実</li> <li>・地域の貴重資料等の収集・提供</li> <li>・図書館コンソーシアムの運営</li> <li>・市町村立図書館の支援</li> <li>・遠隔地(公立図書館がない町村住民)への資料提供サービス</li> </ul>	<p>県立図書館の既存のノウハウを活用できる一方、予算等の制約により利用者ニーズに合わせたきめ細かなサービスメニューの設定が難しく、提供メニューが固定化する、もしくは柔軟性に欠ける場合がある。</p>	<p>現状ではレファレンスサービスや市町村立図書館の支援業務は民間市場に受け手が存在しないため、民活の適用はその他業務に限定される。ただし、図書館関連業務については、従来の公共図書館の発想を超えたサービスメニューが期待できる。利用者ニーズに合わせた有料サービスを一部に導入することなどにより、利用者満足度の向上や利用率の向上が見込める。</p>	<p>サービス購入事業を基本とする。</p>

知の定着

提供サービス	従来手法による運営上の課題	民活手法導入の可能性(財団法人等の活用も含む)	想定される民活形態の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー・講習会の実施</li> <li>・リカレン教育の実施</li> <li>・情報活用能力の向上支援</li> <li>・学習講師人材クリアリングハウス・サービス</li> <li>・学習情報の提供</li> <li>・就職情報の提供、インターンシップの実施等</li> <li>・公開講座ネットワーク、ネットワーク大学等の実践</li> <li>・インターネット放送局事業</li> </ul>	<p>参加者数の変動にあわせた柔軟な体制がとれずコスト高となる懸念がある。</p>	<p>参加者数の見誤りの可能性が低く、適切な規模の運営人員を確保することでコストを縮減できる。</p>	<p>独立採算を基本とし、公共性の高いサービスを求める場合には一部運営費補助</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークの利用が可能なミーティングルーム、スペースの提供</li> <li>・専門性の高い機能を備えた活動支援スペースの提供</li> </ul>	<p>単純なスペースの提供、管理業務等にとどまり利用が停滞する懸念がある。</p>	<p>有料サービスの導入など、民間ならではの創意工夫により利用促進が期待できる。</p>	<p>独立採算を基本とする。</p>

知をつなぐ

《公の施設》

提供サービス	従来手法による運営上の課題	民活手法導入の可能性(財団法人等の活用も含む)	想定される民活形態の例
・研究者同士や、研究者と住民等をつなぐ場の提供(セミナー、共同調査研究等の実施)	予算制約等により集客力の低い企画しか行えない懸念がある。	料金設定の工夫などにより利用促進が期待できる。	独立採算を基本とし、公共性の高いサービスを求める場合には一部運営費補助
・フォーラム、ディスカッションなどを開催する場(コンベンションホール)の提供 ・活動や学習の成果等を「発表する場」(セミナー室ホール等)の提供 ・イベント等に対応した場の提供 ・憩いや交流の場(カフェ、レストラン等)の提供 ・情報メディア機能の拡充	利用条件が硬直化しやすく、単純なスペースの提供、管理業務等にとどまる懸念がある。	稼働率向上を目標とした新規設備の導入など多様な方策を講じることが期待できる。	提供するサービス内容により、サービス購入事業、もしくは独立採算

《民間事業者が整備する附帯施設》

提供サービス	従来手法による運営上の課題	民活手法導入の可能性(財団法人等の活用も含む)	想定される民活形態の例
・民間事業者の提案により実施される賑わい創出事業	(民間事業であることから従来手法では実施せず)	立地条件を最大に活用した事業性の高い提案が期待できる。ただし、計画予定地周辺の土地活用状況、周辺人口を鑑みると実現性は必ずしも高いとは言えない。	土地賃貸借契約 (施設整備費等の諸費用は全て民間事業者の負担)

#### (4) 運営の方針

本事業において提供する4つの機能について、次のような業務に民間活力の導入を進めていくこととし、今後、民間事業者へ委託する運営業務の内容について詳細に検討していきます。

##### 知の創出（学習成果実践空間）

想定される業務としては、主に学習成果実践空間の貸出や、空間における有料情報の提供などがあります。

研究機関や大学との連携などは、民間にノウハウがないこと等から、直営等もしくは指定管理者で行うこととします。それ以外の民間主体となっていくスペース利用は、新規テナント発掘を含め、PF事業として民間事業者へ運営を委ねます。

##### 知の活用（情報集積空間 / 情報閲覧空間）

想定される業務としては、いわゆる図書館運営業務があります。

このうち、県の施策と密接に係る図書館コンソーシアムや、現状では民間で実施していない市町村立図書館への支援業務、地域情報に熟知する必要のあるレファレンス業務は、直営等もしくは指定管理者で行うこととします。図書の配架・貸出、案内等のフロアーサービス、有料情報サービスの提供等の業務については、既に図書館PF事業として先行する事例にもあるとおりサービス購入型のPF事業として民間事業者へ委ねることにより、サービスの向上を図ります。

##### 知の定着（学習活動支援空間）

講座やセミナーなど学習プログラムの提供は民間事業としても成立している分野であり、PF事業として民間事業者へ委ねることにより、サービスの向上等を図ります。

##### 知をつなぐ（交流空間、賑わい創出空間）

一般的に公共と比較して民間事業者の方が得意とする分野であり、PF事業として民間事業者へ委ねることにより、サービスの向上を図ります。

ただし、民間事業者が整備する附帯施設は、施設整備費を含む事業期間にわたるすべての費用を事業者自身が負担し、独立採算により整備・運営を行います。附帯的事業を実施するかどうかは、原則として民間事業者の発意に委ねられるものであることから、県として必要な施設やサービスは、あらかじめ本来事業に組み入れておく必要があります。

《交流空間、賑わい創出空間のPFI事業形態》

施設区分	PFI事業形態	具体的内容
公の施設	サービス購入	ホール、ギャラリー兼ミーティングスペースなど、本事業に不可欠な施設（交流空間）
	独立採算（運営）	カフェ、レストランなど、県民の知的活動を補完・向上するために必要な施設（交流空間）
附帯施設	独立採算（整備、運営）	民間事業者の提案により実施される事業（賑わい創出空間）



新たな学習拠点の運営方式

業務内容	学習拠点の中核業務	学習拠点の中核業務以外の運営業務及び施設的设计・建設・維持管理業務
民活契約の形態例	運営費補助を伴う管理運営委託	・サービス購入型PFI (一部に独立採算事業を含む)
対応する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習拠点の目標、運営方針等の作成業務</li> <li>・研究機関、大学コンソーシアム等との連携・協力業務</li> <li>・レファレンスサービス、市町村立図書館の支援等</li> <li>・公共性の高い学習プログラム(講座、情報等)作成業務</li> <li>・展示物の選定、受け入れ決定 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書・資料等の配架・貸出、案内等のフロアサービス、有料情報サービスの提供等</li> <li>・学習プログラム(講座、情報等)の実施</li> <li>・学習成果実践空間、交流空間の施設運営業務</li> <li>・施設的设计・建設業務</li> <li>・施設の維持管理業務 等</li> </ul>
注意点	<p>・公共の施策に柔軟かつ迅速に対応できる運営方式とする必要性あり</p> <p>・そのためには、民活契約の場合は、契約期間を短く(3～5年程度に)する、もしくは、一定期間毎(5年程度)に業務内容の見直しを行う必要がある。</p> <p>(注)指定管理者の委託期間及び地方独立行政法人の中期目標期間は、3～5年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間のノウハウを最大限かつ長期間にわたって活用することによりVFMの最大化が可能。</li> <li>・施設の維持管理業務を合わせて行うことにより、最適な状態でのスペース貸出が可能</li> <li>・公共が求める業務要求水準と民間事業者のインセンティブが働く支払方法を定めることにより、維持管理業務と合わせた長期間の契約(20年以上)が可能</li> </ul>
注意点を踏まえた運営主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直営 / 地方独立行政法人</li> <li>・指定管理者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PF事業者(特別目的会社(SPC)の下で複数の受託企業が業務を実施)</li> </ul>

## (5) 管理・運営主体

新たな学習拠点の管理・運営主体は、次のとおりとします。

### 学習拠点の中核業務

- ・直営 / 地方独立行政法人 あるいは 指定管理者

### 学習拠点の中核業務以外の運営業務 と 施設の設計・建設・維持管理業務

- ・PF事業者

中核業務の運営については、直営 / 地方独立行政法人と 指定管理者の2つの主体が想定されます。

中核業務の運営主体については、

- ・本県職員のみにも帰属するノウハウ等は事業運営において、どの程度重要であるか。
- ・本県職員のノウハウ等は公務員以外に開示あるいは移転が可能であるか。
- ・中長期的にみた施策変更の可能性はどの程度か。
- ・受け手となる民間事業者や団体は存在するか。

等を総合的に勘案して、今後決定していくこととします。

#### 地方独立行政法人

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されない恐れがあると、地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人」のことである。自治体の事務、事業の効率化の推進、目標・評価システムの導入による効率性・透明性の向上などを目指している。

地方独立行政法人を運営主体とする場合は、

- ・経営の責任を負っていることから経営効率化のインセンティブが働くこと
- ・既存職員のノウハウを活用すること

などが可能であるが、職員の雇用条件や県からの支払方法などによって、民間企業に近いタイプから従来手法の直営に近いタイプまで設定できるため、留意する必要がある。

#### 指定管理者制度

地方公共団体が2分の1以上の出資をしている法人（管理のための財団法人や社団法人等）等が「受託管理者」として行っていた公の施設の管理を、自治体が指定する民間企業やNPO等の事業者も可能とした制度。